|  |
| --- |
| **自立支援医療（公費１５：更生医療）と特定疾病療養受給者証併用者の算定方法****の取扱いに係る説明会資料について** |

**自立支援医療と長期高額療養費（マル長）の併給に係る特別医療費助成制度の取扱い**

**について（令和元年１０月以降）**

　特別医療（公費81・82・83：区分　重度心身障害（身体障害、知的障害）、精神障害）の受給者証を持っている更生医療（公費15）の重度かつ継続者については、公費15と「02：長」あるいは「16：長2」対象レセプトであれば、窓口負担は発生しないこととします。

（保険単独部分についても長期高額対象とみなすのであれば、重度かつ継続患者に対して

　は保険単独部分の患者負担も特別医療負担対象とみなします。）

**Ｑ＆Ａ（自立支援医療と長期高額療養費（マル長）の併給に係る特別医療費助成制度の取扱**

**いについて　１１月８日）**

**説明会及び説明会後の質疑応答**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 質問日 | 質問 | 回答 |
| 6 | 11/8 | Ｑ 「マル長と公費15の重度かつ継続者については、公費15と「02:長」あるいは「16：長2」対象レセプトであれば、窓口負担は発生しないこととする。」とのことですが、同じ指定自立支援医療機関に、風邪等で受診したときは、どう扱うのですか。 | Ａ　風邪等で、（人工透析で通院中の）同じ指定自立支援医療機関に受診したときも、特別医療(公費81,82,83)の窓口負担は発生しない取扱いにしております（患者負担金額０円）。　ただし、この扱いは、「マル長と公費15の重度かつ継続者の併給の方(公費15と「02:長」あるいは「16：長2」対象レセプト)についてであるので、御留意ください。 |